

ご存知ですか？

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

【対象となる学生】

学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校や各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方。夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

【学生納付特例の承認期間】

4月から翌年3月まで

次の年度も在学予定である場合、4月に再申請の用紙が郵送されてきますので、引き続き学生であれば、必要事項を記入しご返送ください。

また、学生でない30歳未満の方は、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障がいが残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。



消防署

火の用心

羽島郡広域連合 ☎388-1198

自然災害への備え

異常気象により洪水や土砂災害といった自然災害が全国で相次いで発生しています。記憶に新しいものでは、広島県の土砂災害や茨城県の鬼怒川決壊などがあります。これらの災害で気を付けなければならないのは、警報が発令されたにも関わらず、「まだ大丈夫だろう」という気持ちから避難が遅れ、被災するということです。そのため、警報が発令されたら素早く避難できるよう準備をしておく必要があります。

皆さんは警報発令時の避難場所を知っていますか？お住まいの地域の避難場所をあらかじめ確認するとともに、その場所へ行くまでの経路もしっかりと確認しておきましょう。

また、避難時の持ち出し品を準備しておきましょう。例えば保存食、飲料水は必需品です。その他衣類、簡易トイレなどの生活用品、その季節に応じて夏であれば熱中症対策グッズ、冬であれば防寒グッズも準備しておくといいでしょう。

さらに、情報収集も大切です。雨や風の強さ、河川の水位などがいつもと違うと感じたら、テレビやラジオ、防災無線を聴き、早期避難を心がけましょう。

「もしも」の時に家族全員が揃っているとは限りません。いつ、どこに避難するのか、どういった経路で逃げるのか、また非常用持ち出し袋がどこにあるのか、いざという時に慌てず冷静に対応できるよう、今から家族で話し合ってみましょう。

